

○学校図書館支援システム実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、岡山県立図書館の所蔵する図書館資料を利用する際の検索、貸出・予約及び返却処理並びに学校図書館間の横断検索を行うための学校図書館支援システム（以下「システム」という。）の運営に必要な事項を定める。

（対 象）

第2条 このシステム利用の対象は、次の岡山県内の学校等とする。

- （1）県立学校
- （2）私立高等学校・中学校・小学校
- （3）その他県立図書館長（以下「館長」という。）が適当と認める機関

（利 用）

第3条 システムを利用する学校等は、インターネット環境とメール送受信機能を備え、担当者を置くものとする。

- 2 図書業務用のメールの送受信可能なアドレスを所有し、迅速で適切な対応を行うこと。
- 3 システムの利用・操作は当該学校等の担当者に限る。

（経費負担）

第4条 システムの保守管理に関する経費については、岡山県立図書館の負担とする。ただし、システムの利用に関して設置する端末、通信等に係る経費については、各学校等の負担とする。

（申込方法）

第5条 システムの利用を希望する学校等の長は、「学校図書館支援システム利用申込書」（別紙様式1）を館長に提出するものとする。

- 2 前項の申込内容に変更が生じた場合は、「学校図書館支援システム変更・停止届出書」（別紙様式2）により速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

（ID・パスワードの交付）

第6条 館長は、前条に規定する「学校図書館支援システム利用申込書」（別紙様式1）の提出があった時は、システムに接続するためのID・パスワードを交付する。ID及びパスワードの交付は、「ID及びパスワード交付書」（別紙様式3）による。

（学校図書館間横断検索）

第7条 学校図書館間横断検索システムの運営については別に定める。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、学校図書館支援システムの利用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年3月11日から施行する。